



定 款



2026 年 4 月
特定非營利活動法人
基本的人權 Happiness 心美

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 基本的人権 Happiness 心美 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 栃木県那須塩原市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、孤立しやすい人々、支援につながりにくい人々、地域で困難を抱える人々が、憲法に保障された基本的人権と尊厳を等しく享受できる社会の実現を目的とする。

具体的には、いじめ、DV、ストーカー被害、自傷行為・自殺、孤独死など、尊厳を脅かす社会問題の予防と軽減に向け、地域に根ざした草の根の支援活動を行う。

また、孤立世帯への配食や食材提供、生活環境の整備（草刈り・枝払い、高圧洗浄・清掃、DIY等）、加えて、外出や受診の付き添い、相談支援、見守り活動などを通じて、日常生活に困難を抱える人々を支援する。

さらに、地域住民が互いに支え合い、或いは災害時においても、誰も取り残されることのない安心・安全で、持続可能な地域福祉の実現を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 災害救助活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 憲法第11条および第12条からなる基本的人権と個人の尊厳を擁護し、人間が人間らしく生きるために、生まれながらにして持っている普遍的で永久の権利であり、誰からも侵されることのない権利の保持と、公共の福祉に資する支援事業
 - ② いじめ・ストーカー・DV・自傷行為・自殺・孤独死等、未然防止に努めるための啓発活動、行政と密に連携する訪問・見守り事業
 - ③ 自殺の名所の巡回パトロールを実施するゲートキーパー事業
 - ④ 貧困世帯への経済的支援および、食を通じた孤立世帯等への配食・見守り活動事業
 - ⑤ 高齢者世帯等の建物内外の環境整備事業（草刈り・枝払い、高圧洗浄による清掃等）
 - ⑥ 災害時の迅速な現地応援体制の確立および、飲食品・日用品等の運搬、行政連携事業
 - ⑦ その他、行政への政策提言を含む、地域全般の発展に寄与する活動

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を「推進する」個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を「支援する」個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。尚、総会の議決以外に、理事会の議決やその他の機関の議決であっても、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上

- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。尚、職名は理事長のほかに代表理事、副理事長のほかに副代表理事の名称も使用することができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会又は臨時総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するためこの法人に事務局を設け必要な職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更（但し、100万円未満の予算の追加は除く。）
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は、電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者若しくは、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は、電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 100万円未満の予算の追加または更正に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は、電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は、電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

但し、100万円未満の予算の追加又は更正の場合には、総会に諮る必要は無く、臨時理事会による判断にて決裁が出来るものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に社員総数の2分の1以上が出席し、正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属すべき者は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の出入口付近の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページ内にて掲載を行う。

なお、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、法人の主たる事務所出入口付近の掲示場に掲示すると共に、栃木県内において発行する新聞社に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井野 敏弘
理事	柴崎 佐知子
理事	木村 法子
監事	山本 ルミ子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年度の「通常総会が終結する日まで」とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金	0 円	年会費	5, 000 円 (1 口あたり)
(2)	団体	入会金	0 円	年会費	10, 000 円 (1 口あたり)
(3) 賛助会員	個人	入会金	0 円	年会費	5, 000 円 (1 口あたり)
(4)	団体	入会金	0 円	年会費	10, 000 円 (1 口あたり)
(5) 学生会員	個人	入会金	0 円	年会費	0 円
- 7 学生会員は年齢に制限は設けず、入会時及び年会費更新時に学生証等で在学を確認する。
- 8 会員の募集及び応募の時期において、12ヶ月に満たない場合は、毎年3月31日を締日とし、月単位での初年度年会費とする。
ただし、各会員の退会時における残月会費清算は行わない。

【定款認証日】

那須塩原市 令和 8 年 月 日

これは、当法人の定款の原本である。

栃木県那須塩原市上厚崎 158 番地 7
特定非営利活動法人 基本的人権 Happiness 心美
理 事 井 野 敏 弘



役員名簿

(令和8年4月1日 現在)

特定非営利活動法人
基本的人権 Happiness 心美

役名	氏名 <small>がな</small>	住所又は居所	役員報酬の有無	備考
理事	井野 敏弘 <small>いの としひろ</small>		有・無	理事長
理事	柴崎 佐知子 <small>しばさき さちこ</small>		有 無	
理事	木村 法子 <small>きむら のりこ</small>		有 無	
			有・無	
			有・無	
監事	山本 ルミ子 <small>やまもと るみこ</small>		有 無	
			有・無	

設立趣旨書

1 趣旨

私たちは、誰もが「生きていてよかった」と心から思える社会をつくることを願い、地域の中で活動していきます。

憲法第11条が保障する基本的人権は、すべての人に与えられた大切な権利です。その尊厳が傷つけられることのない社会を築くことは、私たち一人ひとりの責任でもあります。

いじめや孤独、暴力、無力感など、そうした苦しみの中で声を上げられずにいる人を、決して見過ごしたくありません。地域の小さな声に耳を澄ませ、そっと寄り添い、必要なときに手を差し伸べられる存在でありたいと考えています。

孤立世帯への配食活動や生活支援、見守りや付き添いなど、日々の暮らしの中の「ちょっと困った」に応える活動を通じて、地域に温かなつながりを取り戻していきます。そして、誰もが安心して暮らし、互いに支え合える未来を地域の皆さんと共につくっていくことを目指しています。

2 申請に至るまでの経過

令和8年1月5日	法人設立のための準備会発足（設立準備室の発足）
1月5日	設立準備会の開催
令和8年4月1日	法人設立準備会の開催
4月1日	設立総会の開催

令和8年4月1日

特定非営利活動法人 基本的人権 Happiness 心美

設立代表者

住 所 栃木県那須塩原市上厚崎158番地7

氏 名 井野 敏弘



令和8年度 事業計画書
(法人成立の日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人
基本的人権 Happiness 心美

1 事業実施の方針

この法人は、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられない「侵すことのできない永久の権利」と憲法第11条は規定されており、また自由や権利保持と公共の福祉の条文となる憲法第12条では、いじめや孤独死、DV、ストーカー等の社会問題を減少させるべく、草の根活動を主たる事業の目的としています。

また、孤立世帯への食事の配食提供や、草刈り・枝払い、高圧洗浄、屋内外の清掃作業、DIY、買い物同行・代行等で、地域での様々な困難に直面している方々の支援を行います。その他、地域の包括的な安心・安全な地域福祉活動の実現を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権擁護活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	50
	平和推進啓発活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	50
(2) 地域安全活動	訪問・見守り活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	100
	ゲートキーパー活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	70
	生活困窮児者への食事の提供	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	30
	高齢者、孤立世帯等の生活環境整備活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	100
(3) 災害救助活動	天災時などの物資運搬・災害復旧応援活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	200
(4) 管理部門		通年	事務所	理事3名	全参加者	800
合計						1,300

※ 特記事項

「その他の事業」は想定していない。

《活動予算書》

令和8年度 活動予算書
(法人設立の日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 基本的人権Happiness心美
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	100,000	150,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
3 受取助成金等		
自治体助成金・補助金	150,000	
民間助成金等	500,000	650,000
4 事業収益		
講演等	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		900,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費(ガソリン代)	70,000	
食材費(食事提供分)	30,000	
水道代	60,000	
電気・ガス光熱費	120,000	
燃料費(冷暖房費)	40,000	
通信費	60,000	
清掃備品費	50,000	
消耗品費	20,000	
その他経費計	500,000	500,000
事業費計		500,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0

(2) その他経費			
家賃	427,200		
旅費交通費(ガソリン代)	50,000		
火災・施設内傷害保険	30,000		
減価償却費	230,400		
事務所備品類購入費	30,000		
消耗品費・雑費	32,400		
その他経費計	800,000	800,000	
管理費計			800,000
経常費用計			1,300,000
当期経常増減額			-400,000
当期正味財産増減額			-400,000
設立時正味財産額			500,000
次期繰越正味財産額			100,000

令和9年度 事業計画書
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人
基本的人権 Happiness 心美

1 事業実施の方針

この法人は、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられない「侵すことのできない永久の権利」と憲法第11条は規定されており、また自由や権利保持と公共の福祉の条文となる憲法第12条では、いじめや孤独死、DV、ストーカー等の社会問題を減少させるべく、草の根活動を主たる事業の目的としています。

また、孤立世帯への食事の配食提供や、草刈り・枝払い、高圧洗浄、屋内外の清掃作業、DIY、買い物同行・代行等で、地域での様々な困難に直面している方々の支援を行います。その他、地域の包括的な安心・安全な地域福祉活動の実現を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	人権擁護活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	50
	平和推進啓発活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	50
(2) 地域安全活動	訪問・見守り活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	150
	ゲートキーパー活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	100
	生活困窮児者への食事の提供	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	400
	高齢者、孤立世帯等の生活環境整備活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	100
(3) 災害救助活動	天災時などの物資運搬・災害復旧応援活動	通年	事務所 出先	理事3名	全参加者	300
(4) 管理部門		通年	事務所	理事3名	全参加者	800
合計						2,300

※ 特記事項

「その他の事業」は想定していない。

《活動予算書》

令和9年度 活動予算書
(令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人 基本的人権Happiness心美
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益 1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 2 受取寄附金 受取寄附金 3 受取助成金等 自治体助成金・補助金 民間助成金等 4 事業収益 講演等 5 その他収益 受取利息 雑収益 経常収益計	100,000 200,000 1,000,000 150,000 850,000 0 0 0	300,000 1,000,000 1,000,000 0 0 2,300,000
II 経常費用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費 人件費計 (2) その他経費 会議費 旅費交通費(ガソリン代) 食材費(食事提供分) 水道代 電気・ガス光熱費 燃料費(冷暖房費) 通信費 清掃備品費 消耗品費 災害備蓄費 その他経費計 事業費計 2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計	0 0 0 0 50,000 100,000 300,000 80,000 180,000 60,000 80,000 200,000 100,000 50,000 1,200,000 300,000 0 0 0 0 300,000	0 1,200,000 1,200,000 1,200,000

(2)その他経費			
家賃	427,200		
火災・施設内傷害保険	30,000		
減価償却費	230,400		
事務所備品類	50,000		
消耗品費・雑費	62,400		
その他経費計	800,000	800,000	
管理費計			1,100,000
経常費用計			2,300,000
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			100,000